

文

# 公的年金等控除の不公平

---

## 年金制度の信頼の回復

法政大学 小黒一正研究会 社会保障分科会 3

加藤拓実 白井宏治

清和竜将 立川結貴 棚田俵多 中尾俊太郎

2015年11月

## 要約

---

我が国の少子高齢化は急速に進みつつある、現在の日本の年金制度の状態として公的年金制度は現役世代が同時代の高齢者を支える賦課方式を採用しているが、少子高齢化により現役世代の負担は以前より増加し、年金に限らず社会保障に充てられる費用は年々増えている。また、年金個人情報流出問題などで公的年金制度への信頼性が揺らいでいる。老後の生活を支える大きな柱である公的年金制度を持続していくためにも、公的年金制度そのものや、運用する機関に対する信頼は不可欠であると考えられる。公的年金への信頼性を高めるため、ひいては公的年金制度の持続可能性を高めるため、公的年金に関わる格差を考察し、それを是正する政策提言

を行うことを目指した。第1章では、公的年金制度に深く関係する、変化し続ける日本の人口構造とそれに対応する年金政策について検討した。第2章では、主に国民年金、厚生年金、共済年金の仕組みを確認した。

## 目次

### はじめに

## 第1章 人口構造の変化と対応する年金政策

第1節(1.1)人口構造の変化とその見通し

第2節(1.2)少子高齢化に対応する年金政策

## 第2章 年金制度

第1節(1.1)国民年金

第2節(1.2)厚生年金

第3節(1.3)共済年金

## 第3章 年金の格差

第1節(1.1)世代間の格差

第2節(1.2)所得税の格差

## 第4章 先行研究

第1節(1.1)先行研究

## 第5章 終わりに

第1節(1.1)終わりに

## 先行論文・参考文献・データ出典

# はじめに

---

この論文を書き進めるにあたって、まず本論文は、近日度々話題にあがる年金に係る不祥事、超高齢社会が引き起こす現代日本社会の変化に関する考察を発端に、年金の構造の改革として「公的年金制度」の「格差」をテーマ=問題点とし、この公的年金制度における格差の是正を実現する社会政策の提言を最終目標に議論を交わした。

内閣府の統計、「平成 26 年度版高齢者白書」によると、日本の総人口は、2013 年 10 月 1 日時点で 1 億 2,730 万人と、2011 年から 3 年連続の減少であった。65 歳以上の高齢者人口は、3,190 万人となり、総人口に占める割合が 25.1%となった。65 歳以上の高齢者人口を男女別にみると、男性は 1,370 万人、女性は 1,820 万人であり、男性対女性の比は約 3 対 4 となっている。65 歳以上人口が総人口に占める割合は、高齢化率と呼ばれている。高齢化率が 7%から 14%の社会を高齢化社会、高齢化率が 14%から 21%の社会を高齢社会、21%以上の社会を超高齢社会と呼ぶが、現在の日本の高齢化率は前述したとおり 25%を上回る超高齢化社会となっている。将来人口推計でも、この高齢化率の上昇傾向は続くと思われる。

高齢者人口の増加とともに、年金への関心も高まっている。しかし、新聞やニュースなどに載る年金に関する事柄にはネガティブな内容が少なくない。例えば、2007 年に日本全国を騒がせた年金記録問題。コンピュータに記録があるものの、基礎年金番号に整理されていない記録が約 5000 万件あることが判明した、「宙に浮いた年金記録」問題や、納めたはずの国民年金保険料の記録が残っていなかったことから納付を認められない「消えた年金」問題が取りざたされた。また、今年の 5 月 28 日に判明した日本年金機構の個人情報流出問題は記憶に新しい。これは、日本年金機構の職員の端末が、外部からのウイルスメールによる不正アクセスを受け、日本年金機構が保有している個人情報の一部が漏えいした問題である。日本年金機構は 6 月 22 日に、年金情報の流出した人数は 101 万 4653 人であったことを発表した。また、年金未納問題もよく耳にする。政治家の年金未納が発覚した時などは大問題として報じられる。老後の生活を支える大きな柱である公的年金制度を持続していくためにも、公的年金制度そのものや、運用する機関に対する信頼は不可欠であると考えられる。

現在の日本の年金制度の状態として公的年金制度は現役世代が同時代の高齢者を支える賦課方式を採用しているが、少子高齢化により現役世代の負担は以前より増加し、年金に限らず社会保障に充てられる費用は年々増えている。また過去に現役世代だった現在の年金受給世代と現在の労働者世代が支払った・支払っている年金に関する額の差も不公平差を生みだしていると言われ、これらの不信感が社会に

じみ出ているということは言うでもない。この格差があるという問題点において、少子高齢化の進展に合わせて年金額を減らすマクロ経済スライドの発動が重要である。物価が下落するデフレの局面では発動しないことになっているが、これを改める法律の改正を早急にするべきである。一方で低所得者でも最低限の収入が保障される仕組みを整備することも重要である。更に問題点として、「所得の多い高齢者がダブルで控除を受けることに疑問を持つ。」と7月31日の政府税制調査会総会で委員の慶応大学の土居丈郎教授が発言した。「ダブルで控除」とは年金をもらいながら仕事を続ける高齢者が実質的な減税措置を二重に受けている現状を指す。年金受給者の年金収入では年金の一部を所得税の課税対象から外し、税負担を軽くできる「公的年金等控除」が適用される。給与所得があればみなし経費を差し引く「給与所得控除」も適用される。例えば、月収25万円の同じ仕事をしていても、70歳の高齢者は30歳の若者より、年20万円以上手取り額が多いというケースもあり得る。1990年代に12.0%だった総人口に占める65歳以上の高齢者の比率は今現在、26.8%に高まっている。一方で15歳~64歳の生産年齢人口は大幅に減少している。現在、高齢者1人に対して5~6人いた15歳~64歳の現役世代が2~3人に減ってきている。このように少子高齢化などが原因で世代間の格差が広がっていると考えられ、また、公的年金制度の持続可能性についても疑問が投げかけられている。

さらに現在、存在する不公平性は世代間だけではなく、世代内にも存在する。年金は基本的には高齢者が受給者の多くを占め、またその額も大きいように見えるが、実はそうではない。基本的に現役世代に多くの額を納めればその分退職後にもらえる年金給付額も多くなるわけだが、これに対して所得の再分配機能を与えるべきだという声がある。だが、再分配機能を与えた場合、現役世代時に払った額に比べて給与額に増減が生まれ、公平さは生まれるが公正さが無くなってしまう意見もある。1990年代までの日本では、中高年層のほうが同じ年齢の中での所得格差が大きく、若い世代の中では比較的小さかった。年功賃金のもとで引退前の所得のほうが若い世代より高い特性もあり、人口の高齢化に伴って世の中全体の格差が広がっていた。これらのほかにも年金制度には問題点が多く、かねてより政策の改正の対象となっていた。だが、明確な政策は未だ出されておらず、問題は残っているままである。本論文はこれを問題意識として進めていくことにする。

# 第 1 章 人口構造の変化と対応する 年金政策

---

## 第 1 節 人口構造の変化とその見通し

我が国の公的年金制度は、そのときの現役世代の負担によって高齢者への年金の支給を行う賦課方式を基本としている。そのため、人口構造の変化に大きく影響される。日本の人口構造の変化と見通しを考察する。

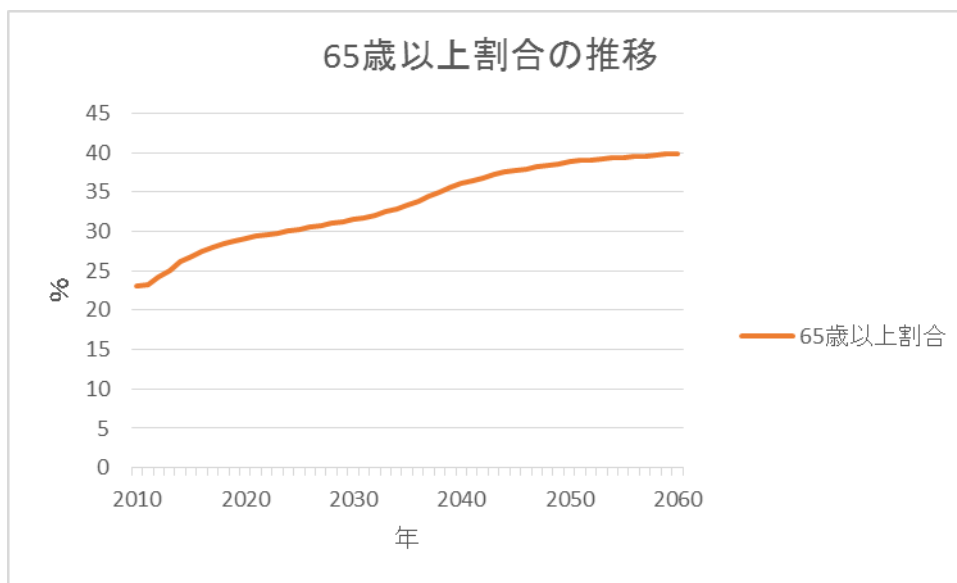
人口構造の変化は、出生率と死亡率に大きく影響を受ける。15～49歳の女性の年齢別出生率を合計したものを合計特殊出生率というが、これは1人の女性が生涯に産む子供の数の平均を表したものである。厚生労働省「平成26年人口動態統計」によると、1947年の合計特殊出生率は4.54であった。その後は1950年に3.65、1960年に2.0、1970年に2.13、1980年に1.75、1990年に1.54、2000年に1.36と、低下し続けた。近年は2005年に最も低い1.26となったが、それ以降は少しの上昇もしくは横ばいを続け、2014年時点で合計特殊出生率は1.42となっている。減少し続けた合計特殊出生率は直近の10年間は上昇し続けているが、人口が増加も減少もしない「人口置換水準」である2.09を、1974年から下回っているため、日本全体の人口としては減少が続いている。

死亡率はその年に一定人口のうち死亡した人数を示すものであり、同じく厚生労働省「平成26年人口動態統計」によると、人口1,000人に対し、1947年に14.6であったものが1950年に10.9、1960年に7.6、1970年に6.9、1980年に6.2、1990年に6.7、2000年に7.7、2010年に9.5、2014年に10.1である。1950年前後に大きく死亡率は低下した。1979年と1981年に6.0と、死亡率は最も低くなったが、それ以降現在に至るまでは上昇傾向にある。これは、単純に人口に占める高齢者の割合が大きくなっていることが要因であると考えられる。

死亡率の低下に関わる平均寿命はどのような推移をしているか、厚生労働省「平成 26 年簡易生命表」の平均寿命年次推移をみると、1947 年の平均寿命は男が 50.06 歳、女が 53.96 歳であり、1950 年から 52 年は男が 59.57 歳、女が 62.97 歳と著しく伸びている。1960 年は男が 65.32 歳、女が 70.19 歳、1970 年は男が 69.31 歳、74.66 歳、1980 年は男が 73.35 歳、女が 78.76 歳、1990 年は男が 75.92 歳、女は 81.90 歳、2000 年に男 77.72 歳、女 84.60 歳、2010 年に男 79.55、女 86.30 歳と伸び続け、2014 年の時点で男の平均寿命は 80.50 歳、女の平均寿命は 86.83 歳、現在の日本の平均寿命は男女ともに 80 歳を上回っている。

これからの日本の高齢化はどのようにして進んでいくか、国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口をみる。

(図 1) 65 歳以上割合の推移



(国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口 (平成 24 年 1 月推計)」出生中位死亡中位推計 より作成)

出生、死亡の将来推移について低位、中位、高位の 3 仮定のうち、出生中位、死亡中位推計の 65 歳以上人口が総人口に占める割合をグラフ化したものである。これによると、日本の高齢化はこの先さらに進み、2020 年に総人口の 29.1%が、2030 年に 31.6%、2040 年に 36.1%、2050 年に 38.8%、そして 2060 年には 39.9%が、総人口に占める 65 歳以上人口の割合となる見通しである。半世紀後には日本の総人口のうち約 4 割が 65 歳以上になるこ

とになる。

家族形態にも大きな変化がみられている。三世代世帯の減少と単独、夫婦のみ世帯の増加である。内閣府「平成 26 年版高齢者白書－65 歳以上の者のいる世帯数及び構成割合と全世界帯に占める 65 歳以上の者がいる世帯の割合」によると、1980 年の三世代世帯は 4,254,000 件で、すべての世帯の 50%以上を占めていた。その後は 1990 年に 4,270,000 件、2000 年に 4,141,000 件、2010 年に 3,348,000 件と推移し、総世帯に占める割合は、1990 年に 39.5%、2000 年に 26.5%、2010 年に 16.2%となった。単独世帯は 1980 年に 910,000 件、1990 年に 1,613,000 件、2000 年に 3,079,000 件、2010 年に 5,180,000 件と増加しており、総世帯に占める割合は、1980 年に 10.7%、1990 年に 14.9%、2000 年に 19.7%、2010 年に 24.2%となった。夫婦のみ世帯は 1980 年に 1,379,000 件、1990 年に 2,314,000 件、2000 年に 4,234,000 件、2010 年に 6,190,000 件と増加しており、総世帯に占める割合は、1980 年に 16.2%、1990 年に 21.4%、2000 年に 27.1%、2010 年に 29.9%となった。日本は核家族化が進んでいるというが、65 歳以上の者がいる世帯のうち、三代世帯家族は減少し続けている。一方、子供による支援を受けにくい単独世帯、夫婦のみ世帯は数、割合ともに増やし、単独世帯、夫婦のみ世帯を合わせると 65 歳以上の者がいる世帯全体の 50%を上回る割合となっている。

日本は極端な少子高齢化が進んでおり、この傾向がこれからも続いていくことは明白である。そのときの現役世代の負担によって高齢者への年金の支給を行う賦課方式を基本としている日本の公的年金制度としては、低い出生率が続くことで公的年金制度を支える現役世代の人数が減少し、死亡率の低下、平均寿命の伸び、長寿化によって年金財政が圧迫されることになる。人口構造の変化に対応する制度改革が必要である。個人としても平均寿命が延びたことによって老後の年金が主な収入である期間が延び、また、高齢者世帯の三世代世帯の減少、単独世帯化、夫婦のみ世帯化が進むことにより、年金の果たす役割はより大きくなっていくと考えられる。

## 第 2 節 少子高齢化に対応する年金政策

日本の急激な少子高齢化に対応するために幾度も年金制度改革は行われてきた。近年の年金改革の流れを追う。

平成 16 年に大きな改正が行われた。厚生労働省「平成 16 年年金制度改革のポイント」によれば、給付、負担の見直しに関して、保険料の上昇を抑え、将来水準を固定化するために、厚生年金は、保険料水準 13.58%を、平成 16 年 10 月から毎年 0.354%引き上げ、2017 年以降の保険料水準を 18.3%に固定した。国民年金は 13,300 円であったものを平成 17 年 4 月から毎年 280 円引き上げし、2017 年以降の保険料水準を 16,900 円に固定することとした。さらに、基礎年金の国庫負担割合を 1/3 から、平成 21 年までに 1/2 に引き上げることを決定した。将来世代のために積立金を活用することとし、おおむね 100 年で財政均衡を図る仕組みとし、積立金は、その財政期間の終了時に給付費 1 年分程度を維持することとし、次世代や次々世代の給付に充てることとした。積立金を活用することにより、保険料水準の上昇を抑える。また、老後の生活の水準を保障するため、標準的な年金受給世帯の給付水準が所得代替率の 50%以上とした。さらに、年金を初めてもらうときは賃金の伸びで改定、年金を受け取っている人は物価の伸びで給付水準が確定していたが、負担の範囲内で給付とバランスが取れるようになるまでは、年金額の計算に当たって、賃金や物価の伸びをそのまま使うのではなく、年金額の伸びを調整する仕組みを導入した。これによって年金額の調整の仕組みとして、年金を初めて受け取る時は、賃金の伸び率－スライド調整率<sup>\*</sup>が、年金をもらっている人は物価の伸び率－スライド調整率<sup>1</sup>が用いられる。マクロ経済スライドによる給付水準調整によって当初の見込み通りに財政が均衡するかどうかは、人口や経済の動向に左右されるため、その状況を定期的に確認するため、少なくとも 5 年ごとに長期の財政収支の見通し、マクロ経済スライドの開始と終了年度の見通しを作成し、年金財政の健全性を検証することとした。

平成 26 年財政検証では、少子高齢化など、将来の人口に関する前提としては、将来までの社会、経済的状況について複数のケースを設定している。国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」を使用し、合計特殊出生率と死亡率について中位、高位、低位の 3 仮定をおいた。労働率については、労働政策研究・研修機構「労働力需給推計」に準拠し、女性や高齢者の「労働市場への参加が進むケース」「労働市場への参加が進まないケース」のいずれかとした。経済前提として、年金財政における経済前提と積立金運用の在り方に関する専門委員会における検討結果の報告「年金財政における経済前提と積立金運用の在り方について」に基づき 8 ケースを



設定した。人口に関する前提を中位とした場合の、経済前提として高成長から低成長までの様々なケースについての所得代替率の見通しは、高成長かつ労働市場への参加が進むケースでは所得代替率 50%を確保できたが、低成長かつ労働市場への参加が進まないケースでは 50%まで調整しても財政が均衡しない結果となった。

## 第 2 章 年金制度

---

年金は「産業構造が変化し、都市化、核家族化が進行してきたわが国では、従来のように家族内の私的扶養により高齢となった親の生活を支えることは困難となり、社会全体で高齢者を支える社会的扶養が必要不可欠」であるためにある仕組みで、社会的扶養を基本的考えとしている。本章では、現在の日本の公的年金制度の仕組み、被保険者、受給者、保険料、給付などについて確認する。公的年金には大きく分けて国民年金、厚生年金、共済年金がある。

### 第 1 節 国民年金

まず、公的年金の土台であるすべての人の加入する国民年金についてみていく。国民年金制度は、公務員や会社員に老後の年金があるが自営業や農家の人に老後の年金がなかったことから昭和 36 年に施行された国民年金法による制度である。昭和 60 年改正により「基礎年金」が導入され、20 歳から 60 歳までのすべての人が強制加入者となった。その結果として厚生年金加入者は厚生年金と国民年金に加入することになり二階建ての年金制度が実現、国民年金がその土台を担うこととなった。

国民年金の被保険者は 20 歳から 60 歳になるまでのすべての者を対象にしており、被保険者を第 1 号被保険者、第 2 号被保険者、第 3 号被保険者の 3 種類に分類している。「第 1 号被保険者」は、20 歳以上 60 歳未満の日本国内に住所を有するもののうち、第 2 号被保険者、第 3 号被保険者以外の者（被用者年金制度の老齢年金受給者は適用除外となる）、「第 2 号被保険者」は、厚生年金保険の被保険者または共済組合員、「第 3 号被保険者」は、厚生年金保険の被保険者または共済組合の組合員の被扶養配偶者であって 20 歳以上 60 歳未満の者、である。

保険料は定額制であり、第 1 号被保険者としての被保険者期間の基礎となる各月について徴収する。保険料額については平成 27 年度現在 15,530 円であるが毎年度 280 円ずつ引き上げ、

29 年年度以降は 16,900 円で固定されることになっている。第 2 号被保険者と第 3 号被保険者については、その属する被用者年金制度が拠出金として負担しており、個々に国民年金の保険料の負担は直接には要しない。また、基礎年金給付費の 2 分の 1、保険料免除期間に係る老齢基礎年金の給付に要する費用、事務費の全額が、国庫負担で賄われる。

国民年金の給付は、老齢給付として、老齢基礎年金、付加年金があり、障害給付として、障害基礎年金があり、遺族給付として、遺族基礎年金、寡婦年金、死亡一時金があり、そのうち老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金が全国民を対象としており、付加年金、寡婦年金、死亡一時金は第 1 号被保険者を対象としている。

老齢基礎年金の支給要件は、保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が 25 年以上である者が 65 歳に達した時であり、年金の金額は以下の式で決定される。

772,800 円

$$\times \frac{(\text{類権料納付済月数}) + (\text{保険料全額免除月数}) \times \frac{4}{8} + (\text{保険料} \frac{3}{4} \text{免除月数}) \times \frac{5}{8} + (\text{保険料} \frac{1}{2} \text{免除月数}) \times \frac{6}{8} + (\text{保険料} \frac{1}{4} \text{免除月数}) \times \frac{7}{8}}{480}$$

付加年金の支給要件は、付加保険料納付者が老齢基礎年金の受給権を取得した時受給、となっている。年金額は、「200 円×付加保険料納付済月数」で計算される。障害基礎年金の支給要件は、(1) 被保険者期間中に初診日のある病症等で、障害認定日において障害等級表に該当するものに支給 (2) 20 歳前に初診日のある病症で、20 歳に到達した日に障害等級表に該当するものに支給、となっている。年金額は、1 級で 966,000 円+加算額、2 級で 772,800 円+加算額となっている。加算額は、子 2 人目まで 1 人につき 222,400 円、3 人目以上は 1 人につき 74,100 円である。

遺族基礎年金の支給要件は、(1) 被保険者 (2) 被保険者であった者であって、日本国内に住所を有する 60 歳以上 65 歳未満の者 (3) 老齢基礎年金の資格期間を満たしている者、以上のいずれかに該当する被保険者等が死亡した時に、生計を維持されているその者の子のある妻または子であることである。年金額は、子のある妻に支給する場合、772,800+加算額であり、加算額は障害基礎年金の加算額と同じく、子 2 人目まで 1 人につき 222,400 円、3 人目以上は 1 人につき 74,100 円である。子に支給する場合、772,800 円+加算額 (加算額は障害基礎年金の加算額と同じく、子 2 人目まで 1 人につき 222,400 円、3 人目以上は 1 人につき 74,100 円) を、子の数で割った額である。

寡婦年金は、支給要件を第 1 号被保険者期間で老齢基礎年金の支給要件を満たしている夫が死亡した場合に、10 年以上継続して婚姻関係がある 65 歳未満の妻に 60 歳から 65 歳

に達するまでの間支給される。第 1 号被保険者としての被保険者期間について老齢基礎年金で計算した額×3/4 が、年金額となる。

死亡一時金は支給要件を第 1 号被保険者としての保円料納付期間が 3 年以上の者が死亡した場合に、その者の遺族に支給、としている。年金額は、保険料納付期間に応じた額に、付加保険料納付済期間が 3 年以上の場合 8,500 円を加算する。

以上の給付のほか、平成 7 年 4 月からは、短期在留の外国人に対し脱退一時金が支給されている。

## 第 2 節 厚生年金

厚生年金保険は、民間の会社、工場、船舶などで働く勤労者の老齢、障害、死亡について保険給付を行い、勤労者本人やその家族の生活の安定と福祉の向上を図ることを目的とする制度であり、国民年金より歴史が長い。2014 自由国民社「年金の基礎知識」によると、戦時中である 1942 年 6 月に「労働者年金保険」として始まった。当初加入したのは民間会社で働く男子のうち、現業関係の人のみであった。2 年後の 1944 年 10 月に男子事務職の人と女子も加入し、「厚生年金保険」となった。

厚生年金保険では、常時 5 人以上の従業員を使用する事務所（サービス業等に係る事業所を除く）、法人の事務所、船舶は強制適用事業所とされる（日本鉄道、日本たばこ産業、日本電信電話、の役職員、農林漁業団体等職員も含まれる）。それ以外の事務所であっても、事業主が従業員の半数の同意を得たうえ、認可を受けると任意適用事業所となることができる。適用事務所に常時使用される 70 歳未満の者は必ず被保険者となる。また、適用事業所以外の事業所に使用される者でも、単独に事業主の同意を得たうえ、認可を受けると、その者に限り、被保険者となる。さらに、適用事業所に使用される 70 歳以上の者であって、老齢基礎年金などの受給権を有しないものは、受給資格期間を満たすまでの間、申請により被保険者となることができる。

保険料は総報酬制が導入されており、標準報酬月額とボーナスのそれぞれに同一の保険料率を乗じて保険料が算定される。保険料率は、平成 16 年 10 月分から毎年 0.354% ずつ引き上げ、29 年 9 月以降は 18.30% に固定することになっている。保険料は、被保険者本人と使用者が半額ずつ支払う。また、基礎年金拠出金の 1/2 等と事務費の全額が国庫負担によってまかなわれる。

厚生年金の給付は、老齢給付として老齢厚生年金、障害給付として障害厚生年金と障害手当金、遺族給付として遺族厚生年金がある。老齢厚生年金、障害厚生年金、遺族厚生年金は年金給付、障害手当金は一時給付金である。

老齢厚生年金の支給要件は老齢基礎年金の受給要件を満たしている者に65歳から支給、加給年金額は、受給権取得時に生計を維持する配偶者か子がいる場合に加算、としている。年金額は、(平均標準報酬月額×7.125/1000×平成15年3月までの加入期間月数)+(平均標準報酬月額×5.481/1000×平成15年4月以降の加入期間月数)+加給年金額(配偶者222,400円、子2人目まで1人につき222,400円、3人目以降は1人につき74,100)×改定率で求められる。

障害厚生年金は、被保険者であった間に初診日のある傷病に関し、障害基礎年金の受給要件を満たしている者を支給要件とし、1級の場合、老齢厚生年金相当額×1.25+加給年金額、2級の場合、老齢厚生年金相当額+加給年金額、3級の場合、老齢厚生年金相当額が年金額となる。

遺族厚生年金は、被保険者または被保険者であった者が、(1)被保険者が死亡した時、または被保険者資格を喪失後被保険者であった間に初診日がある傷病により、初診日から5年以内に死亡したとき(2)障害厚生年金(1級、2級)の受給権者が死亡した時(3)老齢厚生年金の受給権者または老齢厚生年金の受給要件を満たしている者が死亡した時、のいずれかに該当した場合、に支給され、年金額は、老齢厚生年金相当額×3/4で決定される。

### 第3節 共済年金

共済組合は、国民年金、厚生年金より以前からあり、公務員のための年金制度として運営されてきた。対象は、国家公務員、地方公務員、私立学校教職員などあるが、国家公務員について確認する。

国家公務員共済組合の共済年金の保険料は、組合員と事業主、すなわち国が折半して負担する。基礎年金拠出金の1/2は国庫負担でまかなわれ、保険料率は16.924%である。給付は、老齢給付として退職共済年金、障害給付として障害共済年金と障害一時金、遺族年金として遺族共済年金がある。

退職共済年金は、老齢基礎年金の受給要件を満たしている組合員が、65歳に達した後に退職し、または退職した後に65歳に達したときに支給される。以下の(1)厚生年金相当額

+ (2) 職域加算額+ (3) 加給年金額が支給される。(1) 厚生年金相当額は、平均標準報酬額 $\times\frac{5.481}{1000}\times$ 組合員期間月数（平成 15 年 3 月までの組合員期間に係る年金額については平均標準報酬月額 $\times\frac{7.125}{1000}\times$ 組合員期間月数）で計算される。(2) 職域加算額は、平均標準報酬額 $\times\frac{1.096}{1000}\times$ 組合員期間月数（平成 15 年 3 月までの組合員期間に係る年金額については平均標準報酬月額 $\times\frac{1.425}{1000}\times$ 組合員期間月数）で計算される。(3) 加給年金は、65 歳未満の配偶者で年額 222,400 円～386,400 円、子 2 人目までは 1 人につき年額 222,400 円、3 人目から 1 人につき 74,100 円としている。

障害共済年金は、組合員であった間に初診日のある傷病に関し、障害の程度に応じて支給される。年金額は、1 級の場合、退職共済年金 $\times 1.25$ +加給年金額、2 級の場合、退職共済年金+加給年金額、3 級の場合、退職共済年金額となる。

遺族共済年金は、組合員または組合員であったものが (1) (2) (3) のいずれかに該当した場合に支給される。(1) 組合員が死亡した時 (2) 組合員が退職後、組合員であった期間中に初診日がある傷病により、初診日から 5 年以内に死亡したとき (3) 退職共済年金の受給権者または退職共済年金の受給要件を満たしている者が死亡したとき、年金額は退職共済年金 $\times\frac{3}{4}$ である他、子のない寡婦等には、40 歳から 65 歳に達するまで 579,700 円を加算する。

## 年金格差

### 第 1 節 世代間による格差

本章では現行公的年金制度の格差について検討する。

現在の公的年金制度では、少子高齢化が進むにつれ、若い世代ほど受け取る年金額に比べて負担が大きくなるとされている。世代間の公平性を負担保険料と給付額の比率から検証する。図 1 は、「平成 21 年財政検証結果レポート」（第 4 章 その他トピックス—世代間の給付と負担の関係）での計算結果の一部であり、一定の前提をおいて各世代がどの程度保険料を負担し、どの程度給付を受け取ることになるのかの比率を求めたものである。時点差のある保険料と年金額を比較するにあたる時間経過の評価であるが、「平成 21 年財政検証レポート」においては、世代間扶養を基本的な考え方として運営している公的年金制度では、

賃金の一定割合の保険料拠出を求め、給付額も賃金水準の上昇を反映することが基本的な仕組みとなっている。そこで、世代別に給付と負担を比較するにあたっては、このような公的年金の基本的な仕組みの考え方に沿って、賃金上昇率を用いて保険料負担額や年金給付額を 65 歳時点の価格に換算\*としている。さらに、3 点の前提を置いている。

#### 前提 1 加入者期間についての前提

厚生年金－同年齢の夫婦で、夫は 20 歳から 60 歳まで厚生年金に加入し、妻はその間専業主婦であると仮定

国民年金－20 歳から 60 歳まで国民年金第 1 号被保険者で保険料を納付すると仮定

#### 前提 2 受給期間についての前提

男女とも、保険料を支払い終わった時点（60 歳時点）における平均余命まで生存すると仮定

#### 前提 3 その他の前提

2105 年で受給期間が終わる世代（1940 年生～2005 年生）までについて計算

その他の経済前提等については、平成 21 年財政検証の基本ケースに準拠

(図 2) 世代間の保険料負担額と年金給付額の倍率の差 1

単位：万円

H22 (2010)に おける年齢	厚生年金			国民年金		
	保険料負担額	年金給付額	倍率	保険料負担額	年金給付額	倍率
70	900	5500	6.1	300	1300	4.3
60	1300	5200	4.0	500	1400	2.8
50	2200	6200	2.8	900	1700	1.9
40	3200	8000	2.5	1300	2100	1.6
30	4500	10400	2.3	1800	2700	1.5
20	5900	13600	2.3	2300	3500	1.5
10	7700	17600	2.3	3000	4600	1.5
0	9800	22500	2.3	3900	5800	1.5

(厚生労働省、平成 21 年財政検証結果レポート より作成

それぞれ保険料負担額及び年金給付額を 65 歳時点の価格に換算したもの)

年齢は 2010 年時点のものであり、保険料負担額、年金給付額は参照元の数値をそのまま使用した。倍率は年金給付額を保険料負担額で割ったものである。厚生年金は、2010 年時点で 70 歳の方は保険料負担額が 900 万円であるのに対し、厚生年金給付として 6.1 倍の 5500 万円を受給することになり、2010 年時点での 60 歳の方は保険料負担額が 1300 万円であるのに対し、年金給付として 4.0 倍の 5200 万円を受給することになり、2010 年時点で 50 歳の方は保険料負担額が 2200 万円、年金給付額が 6200 万円と、2.8 倍の給付を受けることになり、2010 年時点の 40 歳は保険料負担額が 3200 万円、厚生年金給付額が 8000 万円、負担の 2.5 倍の給付を受けることになる。2010 年時点の 30 歳の方は、4500 万円の保険料負担で 2.3 倍の 1 億 400 万円の給付を受ける。2010 年時点で 20 歳の方、筆者らの世代は 5900 万円の保険料負担をし、1 億 3600 万円、2.3 倍の厚生年金を受け取る。2010 年時点で 10 歳の方は 7700 万円の保険料負担をし、2.3 倍の 1 億 7600 万円を受け取る。2010 年時点の 0 歳は保険料負担額 9800 万円に対し、2.3 倍の 2 億 2500 万円を受給する。国民年金は、2010 年時点で 70 歳の方は保険料負担額 300 万円、給付額 1300 万円で保険料負担額の 4.3 倍の国民年金を受け取る。2010 年時点での 60 歳の方は 500 万円の保険料負担で 2.8 倍の 1400 万円の給付を受ける。2010 年時点での 50 歳の方は 900 万円の負担で 1.9 倍の 1700 万円、40 歳の方は 1300 万円の負担に対し 1.6 倍の 2100 万円の給付、30 歳の方は 1800 万円の保険料負担に対し 1.5 倍の 2700 万円を受け取る。2010 年時点の 20 歳の方は 2300 万円の負担に対し 1.5 倍の 3500 万円を受給、10 歳の方は 3000 万円の負担に対して 1.5 倍の 4600 万円を受給、0 歳の方は 3900 万円の保険料負担で 1.5 倍の 5800 万円の給付を受けとることになる。

以上の倍率から、公的年金の保険料負担と年金受給額には世代間で格差が生じていることが分かるが、この倍率には厚生年金の事業主負担が含まれていない。厚生年金の保険料は、事業主が被保険者の給与から厚生年金保険料を控除し、事業主と雇用者が折半することになっている。年金制度がなければ事業主負担分の保険料も賃金として支払われると考えられるために、事業主負担分の保険料も負担額に含むべきである。

控除する金額=その被保険者の標準報酬月額×保険料率÷2

事業主負担分を保険料に含めて再計算すると、保険料負担と年金受給額の倍率は図 2 のようになる。

(図 3) 世代間の保険料負担額と年金給付額の倍率の差 2

単位：万円

H22 (2010)に おける年齢	厚生年金			
	保険料負担額	事業主負担額	年金給付額	修正倍率
70	900	900	5500	3.1
60	1300	1300	5200	2.0
50	2200	2200	6200	1.4
40	3200	3200	8000	1.3
30	4500	4500	10400	1.2
20	5900	5900	13600	1.2
10	7700	7700	17600	1.1
0	9800	9800	22500	1.1

(厚生労働省、平成 21 年財政検証結果レポート より作成)

それぞれ保険料負担額及び年金給付額を 65 歳時点の価格に換算したもの)

2010 年時点で 70 歳の方が保険料負担額、事業主負担額を合わせて 1800 万円であるのに対し 3.1 倍の 5500 万円が給付される。事業主負担分を含めた倍率では若い世代の保険料負担額と年金給付額の倍率はより減少し、2010 年時点の 20 歳、30 歳の方は 1.2 倍、2010 年時点の 0 歳と 10 歳の方は保険料負担額の 1.1 倍しか年金を受給することができない。公的年金の保険料負担額と年金受給額を倍率で見ると、大きな世代間格差が存在することが分かった。今回、厚生労働省発表の「平成 21 年財政検証レポート」で算出された数値を利用して世代間格差を見たが、独自の試算によって、世代別に保険料負担額と年金給付額を見た時に、ある世代から保険料負担額が年金給付額を上回る、つまり支払い超過が起こる、とした先行研究がある。

鈴木 (2010) では、年金財政シミュレーションモデル (OSU モデル) を使用し、年金財政の維持可能性を分析している。これによると、厚生年金の積立金は 2055 年、国民年金の



積立金は 2060 年に枯渇してしまう。厚生年金の世代間不公平の分析では、「生涯に受け取る年金の総額」－「生涯に支払う保険料の総額」が 1960 年生まれ以降はマイナス、つまり支払い超過になり、1940 年生まれと 2010 年生まれの「生涯に受け取る年金の総額」－「生涯に支払う保険料の総額」の差額は 5460 万円から 5930 万円になるという計算結果が出ている。加藤（2011）では、過去の試算で 1958 年生まれの世代前後で支払い超過と受け取り超過が分かれるという結果がでたとしている。少子高齢化が加速する中、これから生まれてくる世代の負担は、より重くなることが予想される。

## 第 2 節 所得税の格差

次に公的年金制度に関わる所得税負担に関する格差を考察する。所得税は暦年中の個人の所得、すなわち給料・賃金や商売の利益、あるいは土地や株式を売って得た利益などに対して課される税金であり、わが国の国税の約 30%を占める、16.8 兆円（平成 27 年度予算額）の重要な税目である。所得税法では、所得の発生形態によって 10 種類の所得分類を設け、各収入または経済的利益から必要経費や給与所得控除等を差し引き、所得金額を計算し、所得額の合計から基礎控除や配偶者控除などの所得控除額を差し引き、その残額に対して超過累進課税を適用して所得税額を計算する仕組みをとっている。所得の分類は、以下の 10 種類である。

（表 1）所得の種類

種類	内容
利子所得	預貯金、国債などの利子の所得
配当所得	株式、出資の配当などの所得
事業所得	商工業、農業など事業をしている場合の所得
不動産所得	土地、建物などを貸している場合の所得
給与所得	給料、賃金、ボーナスなどの所得
退職所得	退職手当、一時恩給などの所得
譲渡所得	土地、建物、ゴルフ会員権などを売った場合の所得

山林所得	山林の立木などを売った場合の所得
一時所得	クイズの賞金、生命保険契約の満期返戻金など、一時的な所得
雑所得	恩給、年金などの所得
	営業でない賃金の利子など、上記所得に当てはまらない所得

(財経詳報社 『図説 日本の税制 (平成 27 年度版)』より作成)

所得の発生形態のうち、給与所得と年金の雑所得を比較する。所得金額は以下の式で計算される。

給与所得 = 収入金額 - 給与所得控除額

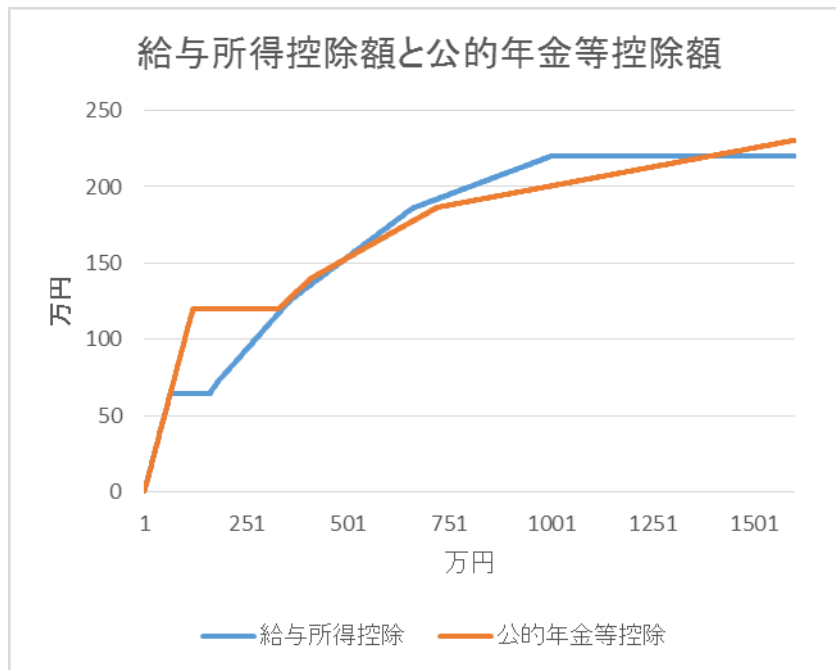
雑所得 (公的年金等) = 収入金額 - 公的年金等控除額

給与所得は収入金額から給与所得控除を差し引いて計算され、給与所得控除は給与収入額に応じて異なる額が設定される。現行の給与所得制度 (平成 27 年時点) では、給与所得控除の最低額を 65 万円とし、180 万円以下の部分を給与所得の 40%、360 万円以下の部分を給与所得の 30%、660 万円以下の部分を給与所得の 20%、1000 万円以下の部分を給与所得の 10%、1500 万円以下の部分を給与所得の 5% に設定している。1500 万円を超える場合は 245 万円の上限額が設定されている。平成 26 年度税制改革において給与所得控除の上限が漸次引き下げられることになり、28 年度分の所得税 (住民税は 29 年度分) については給与収入 1200 万円を超える場合の給与所得控除に 230 万円の上限、29 年度分以後の所得税 (住民税は 30 年度分以後) については 220 万円の上限が設定された\*。一般に給与所得控除は相当に高水準であるとされ、所得給与者の平均給与 414 万円 (平成 25 年分 民間給与実態統計調査 1 年を通じて勤務した給与所得者の 1 人当たりの平均給与) で計算すると 136.8 万円、給与所得の 33% が控除されることになる。

公的年金等とは「国民年金法や厚生年金保険法などの規定に基づく年金、恩給 (一時恩給を除きます)、確定給付企業年金の規定などに基づいて支給を受ける年金など\*」の事である。公的年金等は所得の種類としては雑所得として扱われる。公的年金等の雑所得は収入金額から公的年金等控除額が差し引かれ計算される。定額控除として 50 万円を控除した後には所得給与控除のように低率控除がある。定額控除後の年金収入が 360 万円までの部分は

25%、720万円までの部分は15%、720万円を超える部分は5%が低率控除額となる。また、公的年金等控除額は最低保証額として65歳未満の者に70万円、65歳以上の者に120万円が保障されている。(図3)は、給与収入、公的年金等収入階層ごとの給与所得控除額と公的年金等控除額をグラフ化したものである。

(図4) 給与所得控除額と公的年金等控除額



(財経詳報社 『図説 日本の税制 (平成27年度版)』より作成)

縦軸が給与所得控除額及び公的年金等控除額、横軸が給与収入及び公的年金等収入である。給与所得控除額は平成26年度税制改革での決定後の29年度分以後の所得税計算法に基づく。給与所得控除額及び公的年金等控除額が66万円以上から490万円未満で公的年金等控除額が大きく、最大で55万円の差が存在するが、これは給与所得控除の最低保証額は65万円、65歳以上公的年金等控除の最低保証額は120万円であるからである。給与所得控除額及び公的年金等控除額が490万円以上から1390万円未満では給与所得控除が公的年金等控除額を上回り最大で給与収入及び公的年金等収入1000万で19.5万円の差が存在する。給与所得控除額及び公的年金等控除額が1390万円以上では再び公的年金等控除額が上回る。これは給与所得控除に220万円の上限が設けられているためである。給与所得控除と公的年金等控除に大きな格差は存在しないと考えられるが、公的年金等控除の最低保証額が65歳以上に対して120万円保障されているのに対し、65歳未満の者は70万円しか保

証されていない。

# 先行研究

## 先行研究

先行研究として今回我々は古谷泉生氏と金田陸幸氏、そして稲垣誠一氏の著名な三者がそれぞれ書かれた三つの論文を読み進めた。その三つすべてに共通して言え、そして我々はその論文を先行研究として取り上げた一番の意図は、これら三つがマイクロ・シミュレーションと呼ばれる分析方法を利用して分析を行っていることである。この先を読み進めるため、まず先行研究の内容を説明する前にマイクロ・シミュレーションについて簡単な説明をすることにする。

マイクロ・シミュレーションとは、基本的には各所得や給付、家庭状況などさまざまな個票データを用いて、ある一つの状況にとある行動変化、状況変化が起きたと仮定した場合、分析対象の経済や環境にどのような影響を及ぼし、どのような状況に至るかの将来状態の推計をおこなうものである。マイクロ・シミュレーションモデルはモデルの構造が複数あり、この論文であげているものは基本的に政策シミュレーションむけのツールとして生み出されているものである。では以下より各論文の説明をすることにする。

まず、古谷泉生（2003）の「公的年金控除のマイクロ・シミュレーション」を説明していく。この論文では、古谷は現在の公的年金制度には世代間の不公平、世代内の不公平、公的、私的間の不公平の三つの不公平があるとし、「もしこれらの不公平が公的年金等控除にあるのならば、公的年金等控除を廃止すれば、この三つの不公平は解消するのではないのか」と仮定を置き、税制改革において年金に課税を行うことの効果、具体的には 1.年金課税に関する税制改革の世代間の不公平に与える効果、2.年金課税に関する税制改革の世代内の不公平に与える効果、3.年金課税に関する税制改革の所得税の税収全体に与える効果について分析した。この分析に古谷はマイクロ・シミュレーションモデルの一つである TJMOD（Tax Japan MODel）を利用した。このモデルは、個人の所得税負担額を推計することが可能な

マイクロ・シミュレーションモデルで、たとえばその個人の所得税負担額の推計は、1.合計所得金額の推計、2.課税所得金額の推計、そして3.個人所得税負担額の推計の3つのプロセスを経て、個人所得税負担額の推計が可能である、としている。氏はこれに基づいた分析を行い、分析結果として、古谷はもし公的年金等控除の廃止を行った場合、まず世代間不公平の観点から説明すると、今現在は現役世代より下回っている高齢者世代の所得税負担が現役世代より上回ることになる。次に、世代内の不公平に与える効果において、現行の税制では公的年金の依存度が高いほど所得税の負担が優遇されているわけだが、公的年金等控除を廃止した場合、現行の公的年金への依存度が高いほど、所得税の負担が以前より増えることになり、結果的に今とは逆の世代内の不公平をもたらす、ということになる。最後に、所得税の税収全体に与える効果だが、所得税の税収が全体の12.3パーセントほど増加し、たとえ現行の公的年金控除を廃止せずに現在の給与所得控除の水準までにする税制改革を行った場合でも、その税収は2.5パーセント増加するという分析結果が得られた、と述べている。

ではここから二つ目の論文に移る。二つめの論文である金田陸幸（2012）の

「所得課税における控除の再分配効果：マイクロ・シミュレーションによる分析」では、先ほど挙げた古谷氏の控除の対象から控除の廃止対象として新たに大きく四つを加え、主に給与所得控除、公的年金等控除、配偶者控除、扶養控除の四つに関して、これらを廃止した時とそうでないときにおけるジニ係数、平均対数偏差、タイル尺度の三つの観点、いわゆる「不平等指数」の変化を確認しそれぞれの控除がもっている再分配機能の推計を行い、変化が大きく出たものに関して廃止を行えばよい、という算定で分析を行った。分析結果として、前に挙げた四つのうち、給与所得控除と公的年金等控除の二つの項目においては、不平等指数に大きな変化が見られ、これらを廃止した場合、おそらく現状の不平等が小さくなるだろうという有用な結果が得られた。逆に、配偶者控除と扶養控除の項目はほとんど変化が見られず、氏はこうなった原因としてこのふたつが公的年金等控除や給与所得控除に比べて控除の額自体がもともと小さかったために、廃止した時の変化もそれらと比べて低く出たのではと考えている。

三つ目の論文である稲垣誠一（2010）「日本における基礎年金改革案の高齢者の所得分布への影響」の説明に入る。こちらでは世帯情報解析モデル INAHSIM (Integrated Analytical

Model for Household Simulation)と呼ばれるマイクロ・シミュレーションを利用した分析を行っている。

INAHSIM の対象は世帯ではあるが最新のモデルでは政策シミュレーションのツールとして使うことが可能であり、夫婦セグメント、世帯セグメント、個人セグメントの三つのカテゴリをもとにした設計がされている。特に親族関係におけるシミュレートに優れ、それに関連したデータの使用が可能である。

氏はこの論文において、高齢者世帯の所得分布の将来推計をするため、高齢者世帯のデータに対し、それぞれのライフイベントや各個人に当てはまりうるさまざまな要因（夫婦健在、単身、子と同居、生涯独身等）を項目に入れ、これまでに提案されている基礎年金改革案が高齢者の生活水準に及ぼす影響への評価を行っている。また氏は年金制度改革案を三つ作成し、基本的には現行のものと給付開始年齢等は変わらずにするが、現在の保険料納付実績への対応という点において相違点があり、三案をそれぞれ ABC 案とすると A 案は納付実績を考慮しない一律給付、B 案は未納期間に相当する給付を減額、C 案は納付期間に相当する給付を上乗せする、というものである。

この分析の結果として、低年金・低所得者に対する所得保障の観点からすると先ほどの A 案が望ましいが、律儀に保険料納付をしてきた人々との公平性が確保されないという問題点が存在しているなど、いずれの方法も現行のものに比べて優れているとは一概に判断できないという結果となった。しかし、高齢者の家族環境の変化により、所得水準の低い高齢者の実人員が増加するという懸念があり、このような所得水準の低い高齢者に対してのことを考えた場合、どのような案が望ましいかというものがある。

氏はこの問題点については年金制度で対応するのではなく、生活保護制度で対応するという方法を提案した。だが生活保護制度での対応にも問題点が存在し、「低年金・低所得者に対する年金給付の見直しについて」が重要な課題となっており、年金制度での対応も積極的に検討されている。実際、社会保障審議会年金部会では、税方式への転換のほか、社会保険方式を維持した上で、給付時における対応と拠出時における対応が提案されており、それぞれの方式の問題点や効果などが整理されており、現実問題として公平な仕組みが導入できるかどうか、十分な検討が必要となるであろう、としている。

またマイクロ・シミュレーションモデルの将来推計結果をみると、高齢者の中でも特に 75 歳以上の高齢者において低所得層の実人員の増加が著しいことが示され、先ほどの三案で

はその年金制度の対象等を 65 歳以上と一律で提案していたが、75 歳からの高齢者についてもひと段落べつの政策を講じるべきであるとも考案していた。

## 終わりに

---

### 終わりに

今回我々は、日本の少子高齢化などの人口構造の変化に向き合わなければならぬ公的年金制度の格差について考察した。65 歳以上人口の世帯の単独、夫婦のみ世帯化により、公的年金の重要性はより高まるが、公的年金制度により生じる格差を、その中でも特に 65 歳以上の公的年金等控除が、65 歳未満の公的年金等控除と比べて、控除の最低保証額に 50 万円の差があることから優遇されていることを問題点として論を進め、古谷泉生氏と金田陸幸氏、そして稲垣誠一氏の論文を先行研究として、65 歳以上公的年金等控除額の最適水準を、マイクロ・シミュレーションモデルを用いた分析を利用し、65 歳以上公的年金等控除額を 65 歳未満と同じ水準等にする政策シミュレーションを行い、政策提言に繋げる予定であった。しかし、マイクロ・シミュレーション分析を終えることができず、人口構造の変化や、公的年金の制度、世代間格差、所得税に関わる格差を考察することに終始することになってしまった。引き続きマイクロ・シミュレーションモデルによる分析を行い完成させたい。公的年金制度の持続可能性を高めるためにも、公的年金制度の格差を是正することは重要であると考えられるため、65 歳以上公的年金等控除の最低保証額の優遇は撤廃されるべきである。

## 先行研究・参考文献・データ出典

---

加藤久和 (2011) 『世代間格差 人口減少社会を問いなおす』、ちくま新書

井堀利宏 (2009) 『誰から取り、誰に与えるか』、東洋経済新報社

江島一彦 (2015) 『図説 日本の税制』、財政詳報社

稲垣誠一 (2007) 『日本の将来社会・人口構造分析』

内閣府「平成 26 年版高齢社会白書－高齢化の現状と将来像」

日本経済新聞 (2015 8/23) 「日本の格差、実態と処方箋は—大阪大学教授大竹文雄氏、若年層の中で所得に差、貧困家庭に教育投資を」

日本経済新聞 (2015 8/16) 「社会保障改革、実行へ何を—橋大大学院教授井伊雅子氏、病院再編し医療費抑制、家庭医広げムダ省く」

日本経済新聞 (2015 8/13) 「動き出す所得税改革 (上)、世代間格差、争点に、制度設計は難航も」

([http://www8.cao.go.jp/kourei/whitepaper/w-2014/zenbun/s1\\_1\\_1.html](http://www8.cao.go.jp/kourei/whitepaper/w-2014/zenbun/s1_1_1.html))

厚生労働省 「平成 26 年人口動態統計—人口動態総覧の年次推移」

(<http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/jinkou/kakutei14/index.html>)

厚生労働省 「平成 26 年簡易生命表の概要—主な年齢の平均余命」

(<http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/life/life14/>)

国立社会保障・人口問題研究所 「日本の将来推計人口 (平成 24 年 1 月推計)」

(<http://www.ipss.go.jp/syoushika/tohkei/newest04/sh2401top.html>)

厚生労働省 「平成 16 年年金制度改革のポイント」

(<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/nenkin/nenkin/kaisei-h16-point.html>)

鈴木亘 (2010) 『社会保障の「不都合な真実」』 日本経済新聞出版社

国税庁 「公的年金等の課税関係」

(<http://www.nta.go.jp/taxanswer/shotoku/1600.htm>)

古谷 泉生 (2003) 『公的年金等控除のマイクロ・シミュレーション』

([https://www.mof.go.jp/pri/research/discussion\\_paper/ron075.pdf](https://www.mof.go.jp/pri/research/discussion_paper/ron075.pdf))

厚生労働省 「平成 21 年財政検証結果レポート」

(<http://www.mhlw.go.jp/topics/nenkin/zaisei/zaisei/report2009/pdf/all.pdf>)

日本年金機構、「厚生年金保険料の計算方法について」

(<https://www.nenkin.go.jp/n/www/service/detail.jsp?id=7540>)

稲垣誠一 「日本のマイクロシミュレーションモデル INAHSIM の概要」

(<http://cis.ier.hit-u.ac.jp/Common/pdf/dp/2009/dp468.pdf>)

古谷泉生 「公的年金等控除の マイクロ・シミュレーション」

([https://www.mof.go.jp/pri/research/discussion\\_paper/ron075.pdf](https://www.mof.go.jp/pri/research/discussion_paper/ron075.pdf))

金田陸幸 「所得課税における控除の再分配効果：マイクロシミュレーションによる分析」

([http://kgur.kwansei.ac.jp/dspace/bitstream/10236/10806/1/43\\_029-050.pdf](http://kgur.kwansei.ac.jp/dspace/bitstream/10236/10806/1/43_029-050.pdf))



矢田晴那「政策分析ツールとしてのマイクロ・シミュレーションの研究」

([https://www.mof.go.jp/pri/research/discussion\\_paper/ron206.pdf](https://www.mof.go.jp/pri/research/discussion_paper/ron206.pdf))

稲垣誠一「日本における基礎年金改革案の高齢者の所得分布への影響」

([https://hermes-ir.lib.hit-u.ac.jp/rs/bitstream/10086/18316/1/pie\\_dp469.pdf](https://hermes-ir.lib.hit-u.ac.jp/rs/bitstream/10086/18316/1/pie_dp469.pdf))